

# ■開発事業等受付番号について

開発事業等受付番号は開発事業等ごとに付番されている番号（数字4桁 + 漢字 + 数字3or4桁）です。

**開発事業者からの配布資料**（「開発事業の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ」）や**現地の標識**（「開発事業のお知らせ」）の手続きの欄に記載されています。

**（例：第 2025 宅開計 0000 号）**

<b>1 開発事業の区域、番号及び問合せ先</b>		<b>手続</b>	開発事業受付番号 第 号	
開発事業の区域の所在地（地番）			標識設置年月日 年 月 日	
開発事業受付番号 第 号			説明会の開催又は 戸別訪問の予定 □説明会の開催 □戸別訪問 □予定なし	
開発事業の構想 についての問合せ先	氏名		年 月 日～ 年 月 日	
	電話		開発事業構想書提出日 年 月 日	
	E-mail		開発事業構想書縦覧期間 年 月 日～ 年 月 日	
		同意年月日 年 月 日		

規則外第 22 様式（横浜市開発事業等の調整等に関する条例関係）  
特定大規模開発事業等（説明会の開催）

**開発事業の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ**

横浜市では、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」といいます。）」により、開発行為や、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合に、次のような手続を定めています。

**【条例で定める開発事業に関する手続】**

- 1 開発事業を行おうとする開発事業者による開発事業の構想の周知
- 2 開発事業の構想に対する地域住民等のみなさまからの意見聴取
- 3 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

このたび、次の 1 の開発事業の区域において開発事業を行いますので、条例の規定により、当該開発事業の構想について、地域住民等のみなさまに周知いたします。

開発事業の構想について御意見がありましたら、3 及び 5 のとおり意見書を提出ください。

なお、この用紙では、条例の手続の流れや、開発事業の構想に対する意見の提出方法、開発事業者から横浜市に提出された書類及び図面の縦覧・閲覧の方針等について御案内していますので、御覧ください。

<b>1 開発事業の区域、番号及び問合せ先</b>	
開発事業の区域の所在地（地番）	
開発事業受付番号 第 号	
開発事業の構想 についての問合せ先	氏名
	電話
	E-mail

**2 条例上の周知対象者と周知方法**

周知対象者 (地域住民等の定義)	開発事業区域から 50m範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者 開発事業区域が含まれる地域まちづくり計画（建築協定、地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール等）の運営団体
周知方法	説明会の開催（2回以上） ※ 説明会の開催日時及び開催場所等については、別添資料を御覧ください。

**3 意見書の提出（※開発事業者に提出します。）**

提出期限	年 月 日まで ※ 説明会の最終開催日から 5 日以内に意見書が提出できます。 ※ 国内から郵送・信書便により送付する場合は、当日消印有効です。
提出方法	① 手渡し、又は郵便・信書便により送付 ② 電子メールでの送信
提出先 住所・氏名	〒 E-mail
意見の対象	開発事業の構想について御意見を提出できます。
留意事項	※ 意見書には、1 の「受付番号」又は「開発事業の区域の所在地（地番）」のいずれかと、「御意見を提出する方の住所・氏名」を明記してください。 ※ 意見書の様式は、P.3 の 7(2) のウェブサイトよりダウンロードできます。 なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能ですが。

← 配布資料

現地の標識→

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

開発事業の区域の所在地（地番）		開発事業のお知らせ		図面貼付欄
開発事業の区分				
開発事業の目的				
予定する 建築物 (※一戸建 ての住宅以 外の場合)	用途	住戸数	戸	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 階、地下 階
	建築面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%
	延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%
構造		造	m	
	棟数	棟	駐車台数	台
その他予定する土地利用等				
盛土・切土の概要 (※一定規模以上の 盛土・切土の場合)	盛土の高さ	m	切土の高さ	m
	盛土の面積	m <sup>2</sup>	切土の面積	m <sup>2</sup>
	盛土の土量	m <sup>3</sup>	切土の土量	m <sup>3</sup>
工期 (予定)	開発事業	年 月 日	年 月 日	
	建築物又は特定工作物	年 月 日	年 月 日	
手続		開発事業受付番号 第 号		
		標識設置年月日 年 月 日		
		説明会の開催又は 戸別訪問の予定 □説明会の開催 □戸別訪問 □予定なし		
		年 月 日～ 年 月 日		
		開発事業構想書提出日 年 月 日		
		開発事業構想書縦覧期間 年 月 日～ 年 月 日		
		同意年月日 年 月 日		
備考 1		備考 2		
開発事業者 住所 氏名				
連絡先 (担当者・代理人) 電話				
工事施工者 住所 氏名				
1 この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により開発事業を行おうとする上記の開発事業者が設置したものです。				
2 上記の開発事業について、開発事業者から横浜市に提出された開発事業構想書等（開発事業に係る図面等）は、横浜市において内容の確認をした後に、右記の横浜市のウェブサイトで縦覧又は閲覧することができます。				
(縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上)				
備考				
1 この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。				
2 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。				
3 「予定する建築物」の「建築面積」、「建蔽率」、「延べ面積」、「容積率」、「構造」、「高さ」、「棟数」及び「駐車台数」の欄は、戸建ての住宅以外の建築物の建築を行う場合に記入すること。				
4 「盛土・切土の概要」の「盛土の高さ」、「切土の高さ」、「盛土の面積」、「切土の面積」、「盛土の土量」及び「切土の土量」の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合に記入すること。				
5 「盛土の高さ」及び「切土の高さ」は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入すること。				
6 「手続」の欄は、手続の進捗に応じて、速やかに記入すること。				
7 「開発事業者」及び「工事施工者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事業所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。				
8 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。				
9 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。				